

第109号議案

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次に掲げる」を削り、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。